

作業環境測定入門

藤井 雅之*

1. はじめに

工場や事業場の職場に、労働者の健康に影響を与えるガス、蒸気、粉じん等の有害物質や騒音、放射線、高熱等の有害なエネルギーが発生する場合がある。この作業環境や職場環境は、労働者の健康障害の防止と密接に関連している。作業環境中の有害な物質等を測定する作業環境測定及び作業環境管理について、簡単に紹介する。

2. 労働衛生管理¹⁾

労働衛生管理は、職場の職業性疾病の予防と管理及び安全と健康に障害となる職業上の因子や条件の除去により、労働者の健康の保護と促進を図ることを目的の一つとする。

有害物質や有害エネルギーにより発生する職業性疾病の予防のため、原因になる要因を職場の環境から除去するか又は保護具を労働者に使用させ、健康に影響を及ぼさないようにする。

労働衛生管理は、作業環境管理、作業管理、健康管理の三つから構成され、これらを総合的に実施し健康障害を防止する一連の活動である。そして選任した産業医、衛生管理者、作業主任者等による管理体制を確立し、衛生管理を推進し、加えて労働者に正しい知識を与える労働衛生教育を行う。

作業環境管理は、作業環境測定により有害な要因の測定と把握を行い、作業環境からそれらを除き労働者への暴露をできるだけ低く抑えて作業環境を維持する活動を言う。また作業管理は、作業のやり方を適切に管理し有害因子の過剰な暴露を抑制することであり、健康管理は、健康診断等により健康障害を防止することをいう。これらの一連の活動を労働衛生管理として行う。この中で作業環境管理は、労働衛生管理を行う基本の活動となる。

3. 労働安全衛生の法体系

労働災害防止の措置や対策の推進、職場における労働者の安全と健康の確保等を目的とする法律に労働安全衛生法がある。この労働安全衛生法をはじめとする労働安全衛生の法体系を図1に示す。

前項で触れた作業環境測定は、この労働安全衛生法や多くの規則、例えば有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、電離放射線障害防止規則等に基づいている。そのほか作業環境測定の制度を定めた作業環境測定法も法体系に含まれる。

4. 作業環境測定¹⁾²⁾

労働者の健康障害を防止するため、定期的に有害物質や有害エネルギー等の作業環境測定を行い、必要な場合に適切な措置を実施して有害因子のレベルを低減させる。

作業環境測定には、(ア)有害な要因をある基準以下に制御する作業環境管理が目的の測定、(イ)新規設備の導入時等に作業環境の適切さを確認する測定、(ウ)健康診断の結果等から作業環境や暴露状況を再検討するために行われる測定等がある。

労働安全衛生法第65条の規定に基づく作業環境測定は、(ア)の作業環境管理を目的とする測定である。

図1の有機溶剤中毒予防規則等をはじめとする規則は、内容に違いがあるがいずれもこの作業環境測定の実施を義務付けている。法は、作業環境測定を行うべき作業場として、表12)の「①粉じん」から「⑩有機溶剤」まで10の作業場を定めている。表1に、作業場の種類毎に実施が必要な測定の種類と頻度等を示した。工場はもとより事務所もこれらの作業環境測定が必要な作業場に含まれる。

この10の作業場のうち表1に○数字で示す①⑦⑧⑩及び⑥の作業場即ち「指定作業場」の場合、測定を作業環境測定士に実施させるか作業環境測定機関に委託して実施しなければならない。

こうして実施した作業環境測定の結果を評価し、次の5項に示す基準「管理濃度」を超えた場合、施設又は設備の設置又は整備、健康診断の実施その他の適切な措置を行うことになる。

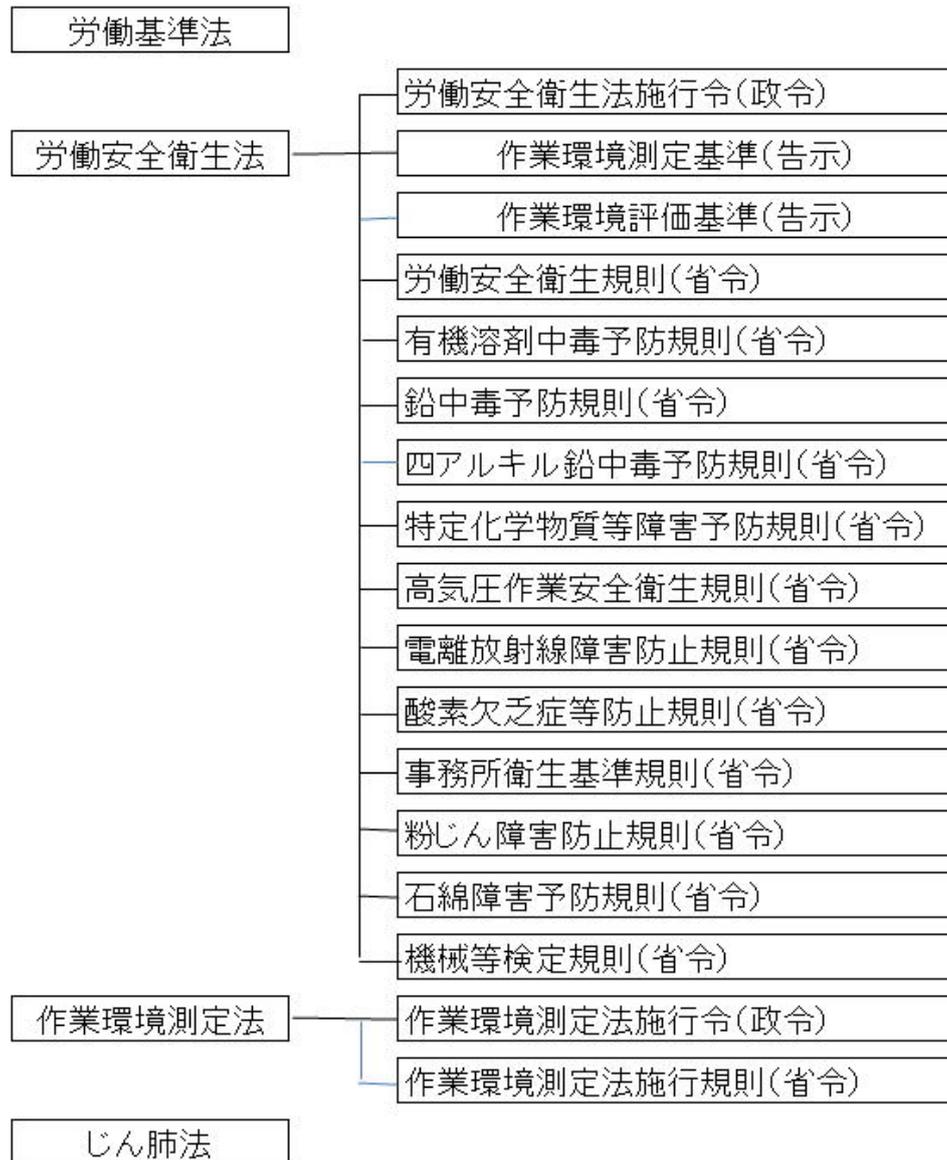


図1 労働安全衛生関連の法体系

表1 作業環境測定を行うべき作業場²⁾

作業環境測定を行うべき作業場 (○数字は指定作業場)		測定				
作業場の種類	関連規則	測定の種類	頻度 (表示の 月毎)	記録の保存 (年)		
①	土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場	粉じん障害防止規則 25条	空気中の粉じんの濃度、遊離けい酸含有率	6	7	
2	暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場	労働安全衛生規則 587条	気温、湿度、ふく射熱	0.5	3	
3	著しい騒音を発する屋内作業場	労働安全衛生規則 588条	等価騒音レベル	6	3	
4	抗内作業場	イ. 炭酸ガスが停滞する作業場	労働安全衛生規則 589条	炭酸ガスの濃度	1	3
	ロ. 28℃を超える作業場	労働安全衛生規則 589条	気温	0.5	3	

		ハ. 通気設備のある作業場	労働安全衛生規則 589条	通気量	0.5	3
5	中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの		事務所衛生基準規則 7条	一酸化炭素と二酸化炭素の含有率、室温、外気温、相対湿度	2	3
	室の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替えを行ったとき		事務所衛生基準規則 7条の2	ホルムアルデヒドの量	建築等の後	-
⑥	放射線業務を行う作業場	イ. 放射線業務を行う管理区域	電離放射線障害防止規則53条	外部放射線による線量当量率	1	5
		ロ. 放射性物質取扱作業室	電離放射線障害防止規則53条	空気中の放射性物質の濃度	1	5
		ハ. 坑内の核燃料物質の掘採業務を行う作業場	電離放射線障害防止規則53条	空気中の放射性物質の濃度	1	5
⑦	特定化学物質(第1類物質または第2類物質)を製造し、または取り扱う屋内作業場		特定化学物質等障害予防規則 36条	第1類物質または第2類物質の空気中の濃度	6	3 *
	令第21条第7号の作業場(特定石綿に係る物に限る)		石綿障害予防規則 36条	石綿の空気中の濃度	6	40
⑧	一定の鉛業務を行う屋内作業場		鉛中毒予防規則 52条	空気中の鉛の濃度	12	3
9	酸素欠乏危険場所において作業を行う場所の当該作業場		酸素欠乏症等防止規則 3条	空気中の酸素の濃度、ほか	作業開始前	3
⑩	第1種有機溶剤または第2種有機溶剤を製造しまたは取り扱う業務を行う屋内作業場		有機溶剤中毒予防規則 28条	空気中の有機溶剤の濃度	6	3
(注)①、⑥、⑦、⑧、⑩は、指定作業場を示し、作業環境測定士による測定が義務付けられている。 * 特定の物質は30年間の保存を規定						

5. 管理濃度と管理区分³⁾

指定作業場で行う作業環境測定、つまり作業環境測定士が行う作業環境測定は、作業場の平均的な有害物質の濃度を測定する「A測定」と環境中の濃度の最も高くなる労働者の作業位置で測定する「B測定」の二種の測定から構成される。このA測定とB測定の結果から、作業環境の良否を判断する。

この作業環境の良否の判断基準に、表2の許容濃度やACGIHのTLV等がある。許容濃度などで示される暴露限界値は、個々の労働者の暴露濃度に対応した基準である。しかし法による作業環境測定から得た結果は、空气中濃度のため暴露限界の概念と違う。そのため管理濃度の概念が導入され、作業環境の良否を判断する指標として、行政の規制に用いられている。

ところが作業環境空气中の有害物質濃度は、増減し変動する。そして測定する頻度も制約があるため、測定値と管理濃度を単純に比較しても一定の判断が得られない。従って測定値を統計的に処理し、簡単に説明すれば、測定値の確立分布を考えて、高濃度側から5%に相当する値(第1評価値)と平均濃度(第2評価値)を計算する。つまりこの2つの評価値をA測定の結果から統計的に求め、管理濃度と比較して良否を判断することにした。つまり、管理濃度を超える測定値が、5%未満、又は5%以上50%以下、もしくは半分超、の三つのいずれであるかを判断する。

この評価値と管理濃度を比較した結果及び同様にB測定の結果を、表3³⁾に当てはめ、管理区分を求める。該当する管理区分により必要な改善措置を行うことになる。図2³⁾にその流れを示した。

管理区分は、良く管理されていると判断される第1管理区分、改善が必要である第3管理区分、又はその中間の第2管理区分のいずれかである。

表2.管理濃度・許容濃度・ACGIHのTLVの比較

管理濃度	作業環境管理の良否判断のため、暴露限界や管理の技術的可能性等を勘案して厚生労働大臣が定めた基準で、管理区分を決定する	
許容濃度	許容濃度は、労働者が有害物質に暴露される場合に、当該物質の空气中濃度がこの数値以下であれば、ほとんどすべての労働者の健康上の悪い影響がみられないと判断される濃度	
	時間荷重平均濃度	1日8時間、週40時間程度の労働時間中に、肉体的に激しくない労働に従事する場合の暴露濃度(呼吸保護具を装着していない状態で、労働者が吸うであろう空气中の当該物質の濃度)の算術平均値がこの数値以下であれば、ほとんどすべての労働者に健康上の悪影響がみられないと判断される濃度
	最大許容濃度(天井値)	作業時間中のどの時間をとっても、暴露濃度がこの数値以下であれば、ほとんどすべての労働者に健康上の悪影響がみられないと判断される濃度
ADGIHの TLV	作業環境空气中の化学物質の濃度に対応するもので、その濃度の毎日繰り返して暴露されながら働いている労働者の大多数が健康に悪影響を受けることがないと考えられる条件を表す	
	時間荷重平均(TLV-TWA)	I日8時間、1週40時間の正規の労働時間中の時間荷重平均濃度で、大多数の労働者はその条件に連日繰返し暴露されても健康に悪影響を受けないと考えられる。
	短時間暴露限度(TLV-STEL)	I日の平均暴露がTLV-TWAを超えないことを条件として、短時間継続的にその環境に暴露されても、1)耐えられないほどの刺激2)慢性的又は非可逆的な生体組織の損傷3)麻酔作用による障害自己発生の危険増加、自制心の喪失又は著しい作業能率低下の起こらない濃度の限度を表す
	上限値(TLV-C)	たとえ瞬間的にでも超えてはならないピーク濃度

管理濃度：作業環境評価基準に規定

許容濃度：日本産業衛生学会勧告

ACGIH：American Conference of Governmental Industrial Hygienists

TLV：Threshold Limit Value (閾値)

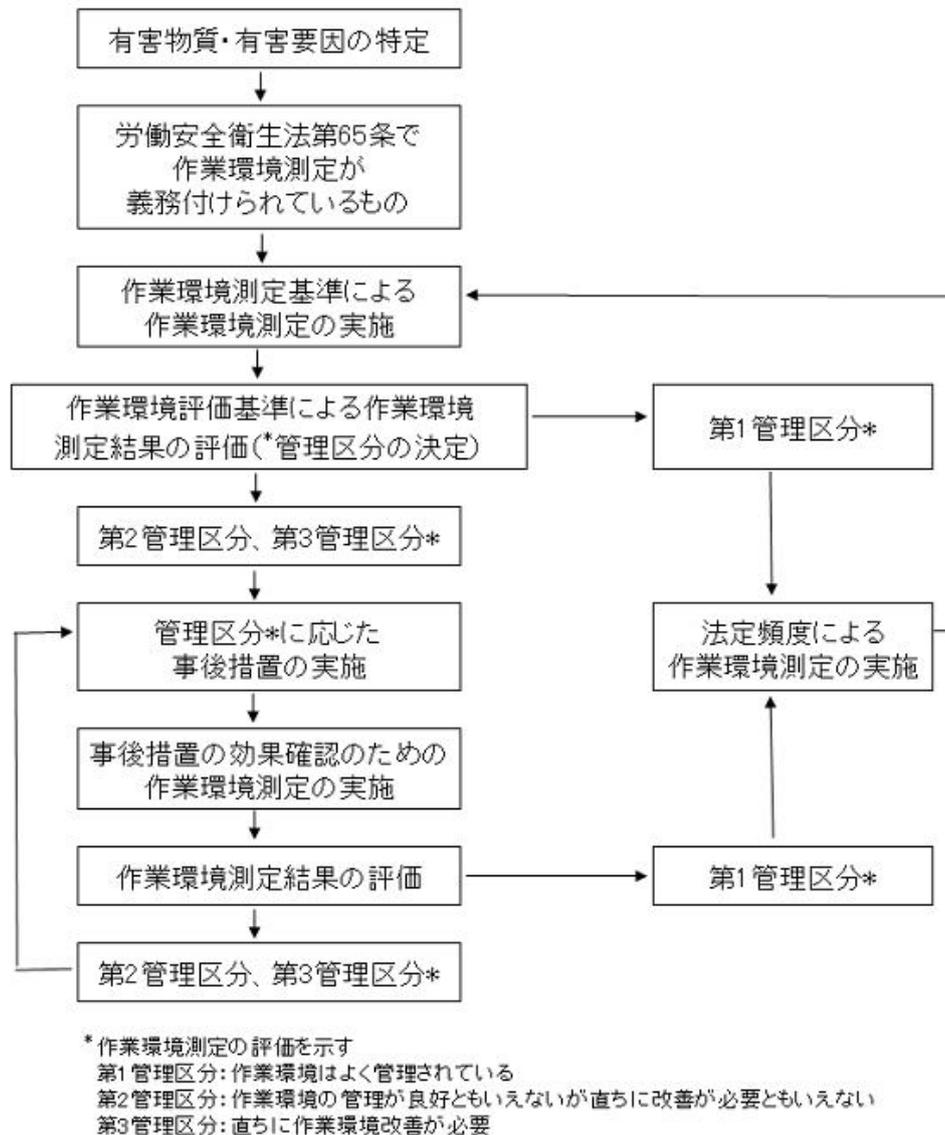
TWA：Time Weighted Average

STEL：Short Term Exposure Limit

C：Ceiling

表3.A測定とB測定を実施した場合の管理区分の基準³⁾

		A測定		
		第1評価値<管理濃度	第2評価値≤管理濃度 ≤第1評価値	管理濃度<第2評価値
B測定	B測定値<管理濃度	第1管理区分	第2管理区分	第3管理区分
	管理濃度≤B測定値≤ 管理濃度×1.5	第2管理区分	第2管理区分	第3管理区分
	管理濃度×1.5< B測定値	第3管理区分	第3管理区分	第3管理区分

図2.作業環境測定の流れ³⁾

6. おわりに

指定作業場において作業環境測定を行う作業環境測定士は、厚生労働大臣の登録を受け、作業環境の状態を正確に数値化し作業環境管理の情報を提供する任務を持つ専門家である。当社は10名を超える有資格者を抱えており、職場の作業環境の測定や改善に多くのデータや情報を提供しております。

参考文献

- 1) 滝澤顕彦“作業環境管理と作業環境測定の意義”空気清浄 Vol.44(No.2)37-41(2006)
- 2) 社団法人日本作業環境測定協会“作業環境測定のための改訂関係法令”(2005)
- 3) 社団法人日本作業環境測定協会“作業環境測定ガイドブック[0]総論編”(2005)

* 技術部 試験一課 課長

簡易型環境マネジメントシステムの展開

服部 寛和*

1. はじめに

環境マネジメントシステムの端著となった地球サミット(国連環境開発会議)から既に17年が過ぎた。また日本にこの仕組みが取り入れられ多くの組織で運用され始めてから、既に10年以上が経過している。この間にISO14001規格のほか、いわゆる簡易型又は段階型と称される環境マネジメントシステムも開発され、これらの取組みを行う組織も多い。長短有り議論されるこれらの簡易型環境マネジメントシステムのプログラムについて、公開されたホームページから大雑把にまとめ紹介する。

2. 環境管理とEMS

既にご存じのとおり、企業等の組織がその事業活動のなかで環境保全に取り組むため、環境方針や目標を設定し、これらを達成しようと活動することを「環境管理」又は「環境マネジメント」という。そしてこの活動のため整えた体制や手続き等の仕組みを、環境マネジメントシステム(Environmental Management Systems、以降「EMS」という)と称している。

環境に配慮し環境に与える影響を減少させるため、単に規制に従うだけでなく環境保全に取り組むことが求められる。EMSは、そのための有効な道具である。EMSに取り組めば環境改善活動を効率よく推進できるといわれている。また企業がこの認証を得た場合、環境管理が一定のレベルに達しているとして環境への取組を公表できる。

3. 簡易型EMSの展開

EMSの運用により、順法管理体制の確立、省エネ・省資源、取引先のグリーン調達基準対応、従業員の環境意識の向上等の効果があると考えられている。

EMSの国際規格であるISO14001は1996年に制定され、このシステムの国内導入は、電機産業を中心とする大手の製造業から広がった。このISO14001は、社会的な知名度も高く十分な仕組みを備え、環境の管理に有効である。一方難解・複雑な点もあり審査費用等の負担が大きいという負の面もある。しかし官公庁の入札制度等にグリーン調達制度が設けられるようになるなど、企業にとって継続的環境改善活動は避けて通れないことも事実である。

そこで、中小企業が環境管理に取り組める仕組み、いわゆる簡易型EMSが国内で開発されてきた。現在多くの簡易型EMSがあり、これらの一部を表1に示す。簡易型を利用すれば、少ない費用負担と少人数の専任推進担当者で構築や運用が可能とされる。

一方海外でもEMSに取り組む中小企業が大変なことは同じであり、ISO(国際標準化機構)も「環境マネジメントシステム段階的適用の指針」とする規格ISO14005の作成を進めている。2010年発行予定のこの規格は、正規のISO14001に至るまでを5ステージに分け順に段階を踏みながら構築する指針となっている。

表1.EMS

EMS	ISO14001による認証制度	
	簡易型EMS	エコアクション21
		エコステージ
		KES・環境マネジメントシステム・スタンダード
		グリーン経営認証制度
		環境自治体スタンダード(LAS-E)
		鳥取県版環境管理システム認定制度 TEAS
		南信州いいむす21
		日産グリーンショップ認定制度
		学校版環境ISO
そのほか(多数)		

4. 主なEMSの特徴

さてこのようにEMSも当初のISO14001だけでなく、その短所を補うため多くのシステムが開発されてきた。これまで開発されてきた主な簡易型EMSとISO14001の特徴を表2にまとめ、その概要を次に示す。

表2.環境マネジメントシステムの比較

	ISO14001	エコアクション21認証・登録制度	エコステージ	KES・環境マネジメントシステム・スタンダード	グリーン経営認証制度	環境自治体スタンダード(LAS-E)
運営母体	国際標準化機構	財団法人地球環境戦略研究機関	有限責任中間法人エコステージ協会	特定非営利活動法人 KES 環境機構	財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団	環境自治体協議会
創設者	国際標準化機構	環境庁(1996年)	旧東海総合研究所	京のアジェンダ21フォーラム (2001年4月)	—	—
要求事項を記載した 文書	ISO14001規格	エコアクション21 環境経営システム・環境 活動レポートガイドライン2004	—	KES規格	グリーン経営推進マニュアル	環境自治体スタンダード(LAS-E) 基本文書ほか
認証の対象となる組織 主な取得組織	—	主に中小企業	主に中小企業	主に中小企業	運輸事業者	自治体
国内での取得件数 (格別注)	約21,000	約3,500	約1,300	約2,500	約5,800	12
認証取得者に占める 中小企業の割合	—	約90%が従業員50人以下の組織、 約30%が100人以下の規模	—	認証事業者の平均従業員数約55人 約50%が100人以下の規模	—	—
認証の有効期間	3年間	2年間	3年間	1年間	2年間	—
審査と審査の間隔	維持審査(1・2年)、更新審査(3年)	中間審査(1年)、更新審査(2年)	定期評価(毎年1回) 更新評価(3年)	確認審査(1年)	定期審査(1年) 更新審査(2年毎)	監査を年1回
公表する書類	環境方針	環境活動レポート	環境方針	環境宣言	—	共通実施項目として定める 監査結果
構築に必要な期間	約1年	約6か月	3～6ヶ月(エコステージ1) 10～12ヶ月(エコステージ2)	6か月から7か月	5～7ヶ月	—
審査費用の例示(但し地 域の水準により異なる)	約100万円～	10～30万円	62万円 (30～99人:事前調査・研修を含む)	11万円～29万円以上	15万円以上	—
審査機関(申込先)	JQA, JSA, JACO等国内で 40以上の認証機関	(財)地球環境戦略研究機関持続性セン ター・エコアクション21中央事務局 (東京都千代田区)	有限責任中間法人エコステージ協会 (東京都港区)	特定非営利活動法人 KES 環境機構 (東京都台東区)	財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団 (東京都千代田区)	環境自治体協議会LAS-E事務局 (東京都千代田区)
審査機関の電話	—	03-3509-7903	03-3505-6133	075-323-6686	03-3221-7636	03-3263-9206
特徴ほか	1992年の国連環境開発会議が起源。 国際的に認められた審査登録制度で、 世界的政策を先行し、環境方針の制 定、計画の作成、運用、運用結果の点検、 見直し等の一連の活動を定める。 規格は要求事項を記載しているが、構築の 具体的な方法を示さず、また審査機関はコ ンサルティングを行わず、環境自治体等が 構築した18項目の要求事項について取 組む。	手引、ガイドラインに記載された4つのP Hに(1)取組み、環境経営システムを構築 し、運用する。コンサルが実施可能。 二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、経排水 量の把握/省エネ/省水、廃棄物の削減、 リサイクル、節水の取組み等を行う。	規格は東海地方、 マネジメント専任者不要、事前準備不要で 研修を通じて構築を推進、適切な取組み 項目を掲げ、上げ方式であり、研修によるコ ンサルティングを通じて環境改善を導く。 初期から上場まで5段階のステージが取り 扱われる。レベルアップを図る。 5S、7つとした7つの排除物の業務効率化 を定めた環境経営を構築する。 評価員が構築支援。	規格は茶業、 京都府、大阪府、兵庫県に多く京都の認証 事業者が約95%。 KES 確認認定を奨励、コンサルティン グを実施し、チェックリスト方式で環境改善 項目の抽出や目標設定、計画作成等を行い 構築する。ステップ1とステップ2の2種類の 登録。	トラック事業者、バスタクシー事業者、旅客 船事業者等が対象。費用負担が少ない。 グリーン経営推進マニュアルに(1)に(1)、チェック リストを用いて環境の保全と改善の取組 みを行う。エコポイント方式で環境改善 導入、廃棄物の管理ほかの取組み、 審査員の指導もあり。	自治体等を通じて取り組む項目を決定。シ ステムの次数は20～30ページと少ない量で まとめられる。 環境活動部門、環境経営部門、環境自治 体の部門と、対象するステージを第1～第5 ステージから選択し、LAS-E規格に(1)に 取組みを実施して、環境配慮や環境政策 に取り組む。 省エネ・省資源の実施等を含む共通実施項 目も取り環境自治体協議会がFPAイスする。
情報を入力した審査機関 等のホームページ	http://www.iso.org/ (ISO) http://www.jbca.jp/ (日本適合性認 定協会)ほか	http://www.ea21.jp/	http://www.ecostage.org/	http://www.keskyoto.org/	http://www.ecmo.or.jp/	http://www.caei.org/

4.1 ISO14001

国際的に認められた審査登録制度である。冒頭に述べたようにISO14001は、1992年の地球サミットで産業界の50人からなる「持続的発展のための産業界会議」の議論に起源がある。この産業界会議は、環境の国際規格の作成をISOに依頼し、その後1996年に規格が制定された。

規格にある要件18項目を満たす仕組みを作る。経営者が環境方針を定め、それに基づく環境目的・目標を達成するため、PDCAのサイクルを回して継続的改善を行いながら環境負荷低減の活動を進めていく。18項目の要求事項は、環境への取組として十分で、環境方針の制定、計画の作成、運用、運用結果の点検(チェック)、経営層による見直しを含む一連の項目から構成される。

ISO14001は、要求事項を記載しているが、構築の具体的な方法を示していない。またこの制度では助言を得られるコンサルティング機関と審査登録機関は明確に分ける定めとなっている。運用する企業等にとって活動の方向や内容が適切なかどうか、判断に迷う場合も生じる。

世界で15万、日本でも2万を既に越える認証を取得した組織がある。最も多くの企業が取り組むシステムであり、国際的に認められた制度となっている。

4.2 エコアクション21認証・登録制度

1994年に当時の環境庁が策定しその後何度か改定された「エコアクション21環境経営システム・環境活動レポートガイドライン2004年度版」に基づく制度である。2004年3月にグリーン購入等を含み認証登録制度が利用できるよう全面改定された。財団法人地球環境戦略研究機関持続性センターが、2004年10月から認証・登録を行っている。

「環境への取組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、公表する」仕組みである。ISO14001の簡易版でなく、必要と考えられる要素はすべて網羅しているとされ、環境経営システムを構築し運用する。環境負荷、環境への取り組み、環境経営システム、環境レポートの四つの手引きやガイドラインから構成され、実施しなければならない項目を示している。また必ず把握すべき環境負荷として、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、総排水量が定められている。コンサルティングが可能であり、中小企業が主な認証取得組織となっている。

4.3 エコステージ

旧(株)東海総合研究所が開発し、東海地方から広がったEMSである。経営管理システムに環境の視点を加えて、経営とリンクした環境マネジメントシステム即ち環境経営システムを導入する制度となっている。

取り組みやすいように「環境経営の導入」から「企業の社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility)の実現」まで、5つのステージを設け、段階的にステップアップ可能な仕組みとしている。PDCAのサイクルを使い、5Sの実践やムリムダムラの排除等の業務効率化も狙い、経営の改善を行う。ステージ2の認証が得られれば、ISO14001の要求事項をすべて含むため、ISO14001の認証取得も可能となる。環境経営の基本骨格のみを導入するステージもあるため、小さな規模の組織にとって取り組み易い。

認証取得に必要な費用は、ISO14001の半分以下であり、コンサルティングを受けられる。事前準備が不要で研修を通じて構築する。主に中小企業が認証を取得している。

4.4 KES・環境マネジメントシステム・スタンダード

京都で開発されたEMS。1998年に結成された「京(みやこ)のアジェンダ21フォーラム」は、中小企業も取り組める、分かりや

すく、費用も少ない基準「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」を作った。その後2007年4月から「特定非営利法人・KES環境機構」が審査・登録制度を運営している。

KES構築講座の受講、コンサルティング、そしてチェックリストを用いて環境影響項目の抽出や調査、環境改善目標の設定と環境改善計画の作成を行う。その後運用を行い審査を受審する。構築講座やコンサルティングが準備され支援や助言を受けられる体制が整い、地方にも協働審査機関が置かれている。

小規模又は環境負荷の小さな組織に適用できるステップ1から始め、運用が進むに従いISO14001と同じレベルのステップ2にレベルを上げる。最終的にISO14001相当の仕組みが構築できる制度である。発祥の地である京都に認証取得組織が多い。

4.5 グリーン経営認証制度

「グリーン経営(環境負荷の少ない事業運営)推進マニュアル」に基づき一定のレベル以上の取り組みを行う運輸事業者、交通エコロジー・モビリティ財団が審査を行い、認証・登録を行う制度である。2003年10月からトラック事業、2004年4月からバス、タクシー事業、2005年10月から旅客船、内航海運、港湾輸送、倉庫業に対して認証の取り組みを始めている。

ISO14001がマネジメントシステムの適合性の審査であるのに対して、グリーン経営認証制度は、環境改善の取組み結果(環境パフォーマンス)を審査する。

エコドライブの実施、低公害車の導入、廃棄物の管理ほかの活動を行い、燃費の向上や交通事故件数削減、従業員の士気向上等の効果があるとしている。費用負担が少なく、認証後のレベルアップのため指導助言も行う。

4.6 環境自治体スタンダード (Local Authority' s Standard in Environment=LAS-E)

1992年に設立された環境自治体会議は、環境配慮や環境政策の取組み内容が環境自治体としてふさわしいかどうかをチェックするための基準として、2002年に環境自治体スタンダードを制定した。

環境管理活動を行う場合、どの程度のレベルかまた目指す取組みが何かがわかり、また比較的小規模の自治体も取り組める制度である。アドバイスが環境自治体会議から得られ、費用がISOの認証費用の半分以下と少額で済む等の特徴がある。

環境活動部門(エコアクション)、環境経営部門(エコマネジメント)、環境自治部門(エコガバナンス)の3つの部門と、それぞれの第1ステージ、第2ステージ、第3ステージの3つの区分から選択する。更に環境自治体として最低限取り組むべき共通実施項目が設定されている。

行政だけのEMSから地域のすべての組織や個人が加わるべきと、目標の設定チームや監査チームに地域住民か事業者を加えるようにした。地域住民の視点から環境マネジメントシステム構築や点検が可能で、手続きでなく、取組みの実践を問う。文書類は20~30頁で済むため、文書類作成の労力が大幅に軽減されるとしている。

5. おわりに

EMSの導入により、順法管理体制の確立、省エネ・省資源による経費節減、取引先のグリーン調達基準の対応への取り組みが進められてきた。当初はISO14001に比べややもすると中途半端な印象のあった簡易型EMSは、取組み易さや費用の少なさの点から着実に広がってきている。ISOもISO14005の発行を来年に予定している。ISO14001は認知度が高くまた簡易型は経営の視点やコンサルタントの利用が可能と、それぞれに特徴がある。「環境が商業ベースとなっている」との意見もある今、環境に取り組む方向をもう一度経営の視点から問い直してみるのもよいだろう。

* 専務取締役